

## 保育料について

### 1 保育料のあり方を検討する背景

#### <社会的背景>

(1) 2015年度に子ども・子育て支援新制度の実施に伴い保育料の改定を行い、保育料の階層区分を規定する基準を変更した。主な改正点については次のとおりです。

- ①保育園、認定こども園、施設型給付に移行する幼稚園および地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の保育料について町田市が定めること
- ②保育料の階層基準が、所得税額から所得割課税額（市町村民税）に変更すること
- ③保育を必要とする子どもについては、利用時間による区分（2号・3号認定について標準時間及び短時間）が設けること

(2) 保育料の設定にあたっては、国の基準額が示されてから新年度の園児募集まで十分な時間がなかったため、次のことを基本的な方針として金額を設定しました。

- ①保育を必要とする子ども（2号・3号認定）の保育料負担が大きく変化しないこと
- ②保護者の市町村民税額が同じ場合に、教育のみ子ども（1号認定）の保育料が保育を必要とする子どもの保育料を超えないこと

(3) 新制度が開始して1年が経過したことを契機に、教育・保育の提供に必要な経費に対する利用者負担が適正であるかを検討する必要があります。

#### <町田市の教育・保育サービスの現状>

(1) 市が保育料を定める施設が保育園の他に、認定こども園、施設型給付に移行する幼稚園、家庭的保育等が新たに加わりました。

(2) 教育・保育施設（保育園、認定こども園、施設型給付に移行する幼稚園、家庭的保育等）の利用者が年々増加しています。

### <町田市における見直しの経過>

- (1) 2012年度 保育料あり方検討委員会を設置し、保育料のあり方を検討
- 2013年3月 議会に保育料の条例改正について上程
- 2013年度 周知
- 2014年4月 新たな保育料を適用
- (2) 2014年度 新制度の開始に伴い保育料改定について検討
- 2015年3月 議会に保育料の条例改正について上程
- 2015年4月 新たな保育料を適用

## 2 保育料に関する課題

新制度移行に際しての保育料設定について、次の課題がある。

- (1) 新制度の施設型給付費の仕組みが創設され、保育の質の充実に伴い給付費が増大しています。  
特に0歳児の経費は他の年齢区分と比較して大きくコストが大きくなっています。
- (2) 時間の短い1号（4時間の教育時間）の保育料が、2号（8～11時間の保育時間）の保育料を下回る金額を設定していますが、給食費や保育時間を延長する料金の負担を考慮すると1号が2号の保育料を上回る「逆転現象」が発生しています。
- (3) 東京都認証保育所などの認可外保育施設を利用する場合の保育料負担の均衡が図られていません。